

き込み、早急に検討を始める必要がある。

- さらに、身寄りのない高齢者（おひとりさま）等を含めた誰もが安心して歳を重ねることのできる社会の実現に向けては、孤独・孤立対策の中に「おひとりさま」問題を位置付けて検討する観点、さらには社会の変容を踏まえた、従来の家族や親族がいることを前提とした様々な関連制度の役割・課題の整理をはじめ、以下に示すような点も含め、幅広い観点からの議論が必要である。

(3) 十分な資力がない高齢者等への対応

- 家族・親族の代わりとなる民間の身元保証等高齢者サポート事業の利用の対象となる者は、特に、一定の収入や資産を持つ高齢者が想定される。しかし、身寄りのない高齢者の資産状況は様々である。現状、資力のある者は事業者の利用が選択肢となり得るが、民間のサービスを利用し得るだけの収入や資産を持たない者への対応について、検討が必要である。
- 国民の不安に寄り添い、「終活センター」等の取組を行っている地方自治体（例：横須賀市、横浜市、豊島区等）もあるが、ごく一部である。よって、例えば、自身の葬儀等の死後の扱いについての希望や緊急時の連絡先等の情報を生前に蓄積・保管・伝達する仕組みを構築している先進的な地方自治体（横須賀市等）の取組も参考に、全国どの地方自治体においても、身寄りのない方が不安なく歳を重ねることができるような仕組みを構築することが重要である⁴。

また、低所得者に限定して死後事務や入院入所時の支援や日常生活支援を提供する社会福祉協議会の取組も重要となる。

(4) 判断能力が徐々に低下していく高齢者等の意思決定支援

- 身寄りのない高齢者等がどのような医療やケアを望んでいるかについての意思決定の支援の在り方、その担い手の育成を含め、財産管理に限らず人生の終末に向けたプロセスにおいて、判断能力が徐々に低下していく高齢者等の意思決定をどのように支援していくかという点も重要である。
- 例えば、「成年後見制度」は、原則として判断能力が不十分となった方が対象となる制度であるが、円滑な活用に向けた改善が必要である。本人の状況の診断、要する費用などが課題となり、認知症高齢者数（令和7年推計値：約700万人）や障害がある方の数（直近：約1,160万人）に比べ、成年後見制度の利用者数（令和4年：約25万人）は少ない。制度の広報、相談対応、低所得者への費用支援等、引き続き、制度の利用が促進される取組を充実していくことも不可欠である。

また、その対象となるまでには至っていないものの、家族や親族の支援が期待できない高齢

⁴ ただし、地方自治体の規模や地域特性により取り得る対策には差異があることには留意が必要である。